

# 間もなく 特定整備制度 経過措置期間終了です。

電子制御装置整備の認証を受けていなくても経過措置期間中は作業を引き続き行うことができますが、

## 経過措置期間は令和6年3月31日で終了

電子制御装置整備の認証を受けていない場合

### 経過措置期間終了後は次の作業を行うことができません

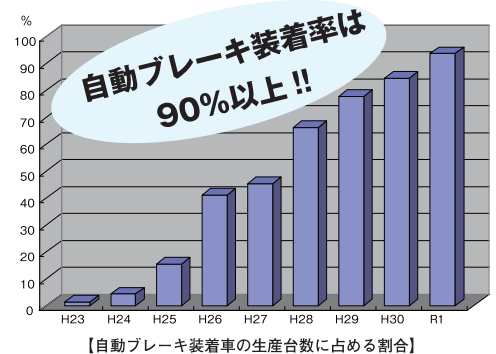
自動ブレーキやレーンキープ機能に関する

- ①カメラ・センサー類の整備及びエーミング
- ②カメラ・センサー類が取り付けられたバンパや窓ガラスの脱着
- ③構内外注によるガラス交換作業



運行補助装置である衝突被害軽減制動制御装置（自動ブレーキ）装着車の新車生産台数に占める割合は年々上昇し、国土交通省が掲げていた目標どおり、現在は90%以上となっています。使用過程車においても、今後は更に運行補助装置装着車の比率は上昇し続けることになります。

電子制御装置整備の対象は、保安基準が適用される運行補助装置や自動運行装置を有する自動車となります。従って当該装置に関する整備は、電子制御装置整備の認証を受けていなければ行うことができません。また、指定工場は点検、整備及び検査の全てを行うことができる体制（設備、技術及び管理組織）を有すること求められているため、対象車両を指定整備することができなくなります。



## 指定工場は電子制御装置整備の対象車両に対して、保安基準適合証等を交付することができなくなります。

経過措置期間終了が近づくと、運輸支局における審査に通常より時間がかかることがあります。電子制御装置整備の認証を受けていない事業者は…

## 申請をお早めをお願いいたします。

▶電子制御装置整備の認証基準は裏面をご覧ください。

# 分解整備と電子制御装置整備の 両方を行う場合の認証基準

自動車分解整備事業者が今までの分解整備に“電子制御装置整備”を加えて事業として行う場合、次に掲げる基準を満たし、認証の取得が必要となります。

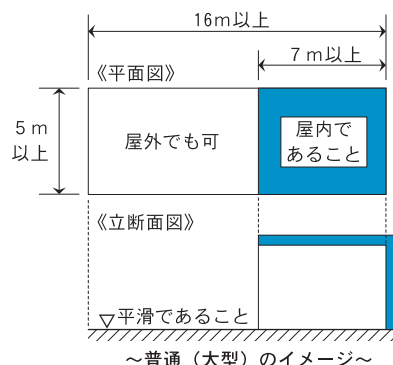
## 設備に関する基準

### ① 電子制御装置点検整備作業場

〔電子制御装置点検整備作業場の基準〕

単位：m

対象自動車	電子制御装置点検整備作業場	参考：屋内車両整備作業場
普通	大型 16×5 (屋内7×5)	13×5
	中型 13×3 (屋内7×3)	10×5
	小型 7×2.5 (屋内3×2.5)	8×4.5
	乗用 6×2.5 (屋内3×2.5)	8×4
小型 四輪	6×2.5 (屋内3×2.5)	8×4
軽	5.5×2 (屋内4×2)	5×3.5



※分解整備を行う事業場が備える「車両整備作業場」、「点検作業場」、もしくは「完成検査場」と兼用することができます。  
※分解整備事業者として認証を受けた事業場と離れた場所にある作業場や他の事業者との共有も可能です。

### ② 整備用スキャンツール

※少なくとも1車種以上の車両において、エーミング等の作業が適切に実施できることなど、基準が定められています。

※準適合性を確認したスキャンツールについては、一般社団法人日本自動車機械器具工業会(JAMTA)のホームページで公表されています。詳しくは、JAMTA ホームページをご覧ください。

右のQRコードをカメラで読み込み移行することができます。



<https://www.jamta.com/scan-tool-list>

### ③ 水準器

※エーミングを行う際に、電子制御装置点検整備作業場の水平を確認する必要があります。

※認証申請時にメーカー名・型式を記入する必要がありますので、適切なメーカー製品を用意する必要があります。

### ④ 電子制御装置整備に必要な情報（整備要領書等）

※FAINESへの加入や、自動車メーカーから個別に整備要領CD-ROMを購入している等で可能です。

### ⑤ エーミング作業に必要な機器（ターゲット）

※1つでもターゲットを所有している、又は他社からの借用でも可能です。

## 従業員に関する基準

### ① 整備主任者の資格要件変更

〔整備主任者の資格要件〕

① 1級自動車整備士

② 「2級自動車整備士 or 車体整備士 or 電気装置整備士」 + 「講習」

※講習は、①学科（自動車特定整備事業に係る法令等 1.0時間）、②実習（エーミング作業等 2.5時間）を受講し、③試問（学科及び実習の講習内容に基づく筆記試験）を修了することが必要となります。